

第2節 海外における日本人への支援

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2022年の事件・事故などとその対策

2022年の時点で、年間延べ約277万¹人の日本人が海外に渡航し、約131万人（2022年10月時点）の日本人が海外に居住している。このような海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2020年以降は、日本人が犠牲となるテロ事件は発生していないが、2022年も各地で多くのテロ事件が発生した。主なテロ事件としては、ニューヨーク（米国）の駅での銃撃事件（4月）、同市のスーパーでの銃撃事件（5月）、オスロ（ノルウェー）での銃撃事件（6月）、イスタンブール（トルコ）での爆発事件（11月）などが挙げられる。また、中東地域では、イラク、シリア、アフガニスタンを中心にテロ事件が頻発し、パキスタンにおいても過激派組織によるテロ事件が発生した。さらに、アフリカでも、コンゴ民主共和国、ソマリア、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マリ、モザンビークなどにおいても多くのテロ事件が発生した。

近年、テロ事件は、中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアでも発生している。欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて国外の過激思想に感化され実行するテロや、組織的背景が薄い単独犯によるテロ、不特定多数の人が集まる日常的な場所でのテロ事件が引き続き多く発生している。特に、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行に伴う社会不安

やオンライン活動の増大を背景に、欧米では特定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪（ヘイトクライム）を始めとして極右・極左主義者による暴力的な活動が活発になり、また、イスラム過激派による活動範囲が世界的に拡大するなど、ウィズ・コロナの時代において世界規模でテロへの危機感が高まっている。

2022年も、新型コロナウイルスの影響が継続したが、日本及び各国の水際措置の緩和などに伴い、海外渡航者数は、2021年（約51万人）と比較して大幅に増加した。日本人の犯罪被害件数は新型コロナ流行拡大以前と比べると低水準ではあるものの、引き続き世界各地で日本人が犯罪被害を受ける事件などが発生している。

自然災害は、世界各地で発生しており、トンガにおける火山噴火（1月）や、パキスタンにおける洪水（8月）などでは大きな被害が出た。

ウクライナの国境周辺地域において、ロシア軍の軍事増強により緊張が高まったことを受け、政府はウクライナ全土の危険レベルを退避勧告に引き上げ、邦人に対し同国への渡航はやめるよう呼びかけた。既に滞在している場合は、安全を確保した上で直ちに退避するよう呼びかけた（2月）。ロシアについても、航空便の運航停止などによる出国手段の著しい制限や、クレジットカード決済事業停止などによる市民生活への影響を踏まえ、ロシア全土の危険レベルを渡航中止勧告又は退避勧告に引き上げた（3月）。アフリカについて、マリでは、テロの脅威の高まりによる政情不安に伴い危険レベルを引き上げ（8月）、ブルキナファソでは、一部

¹ 出典：日本政府観光局（JNTO）

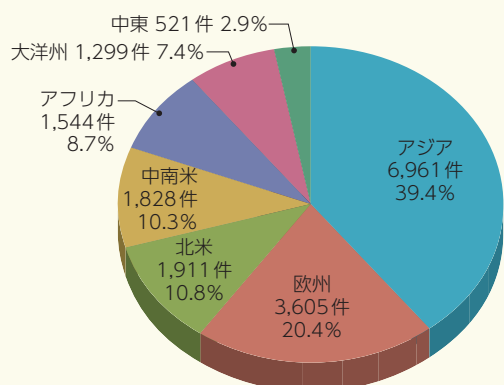
■ 援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数
1	在フィリピン日本国大使館	971件
2	在デンパサール日本国総領事館	889件
3	在タイ日本国大使館	857件
4	在大韓民国日本国大使館	649件
5	在バンクーバー日本国総領事館	551件
6	在ラオス日本国大使館	392件
7	在カンボジア日本国大使館	357件
8	在アトランタ日本国総領事館	339件
9	在英国日本国大使館	336件
10	在セブ日本国総領事館	308件

順位	在外公館名	件数
11	在インドネシア日本国大使館	266件
12	在クロアチア日本国大使館	253件
13	在オーストラリア日本国大使館	249件
14	在インド日本国大使館	242件
15	在バルセロナ日本国総領事館	232件
16	在シドニー日本国総領事館	230件
17	在フィジー日本国大使館	229件
18	在ノルウェー日本国大使館	227件
19	在フランス日本国大使館	214件
20	在ポリビア日本国大使館	206件

※大使館、総領事館、領事事務所などのうち、援護件数の多い上位20公館を掲載

■ 2021年海外邦人援護統計の地域別内訳



出典：2021年版海外邦人援護統計

国軍兵士による権力掌握に伴う政情不安及びテロの脅威の高まりに伴い危険レベルを引き上げた（10月）、ナイジェリアでも、テロの危険性の高まりから、首都アブジャの危険レベルを引き上げた（10月）。ハイチでは、情勢不安に加えて、国内でデモやストライキが断続的に発生し、武装集団による犯罪行為が頻発していることから、危険レベルを退避勧告に引き上げた（10月）。

韓国ソウル市梨泰院で発生した雑踏事故^{イデウォン}では、邦人女性2名が巻き込まれて亡くなった（10月）。ウクライナでは、ロシア軍との戦闘に参加していた邦人男性1名が亡くなった（11月）。また、7月にミャンマー当局に拘束された邦人男性1名は、裁判で禁錮10年の有罪判決が出されたが、日本政府からの累次にわたる

早期解放の要請を踏まえたミャンマー当局の恩赦により、釈放され帰国した（11月）。

外務省は、感染症など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

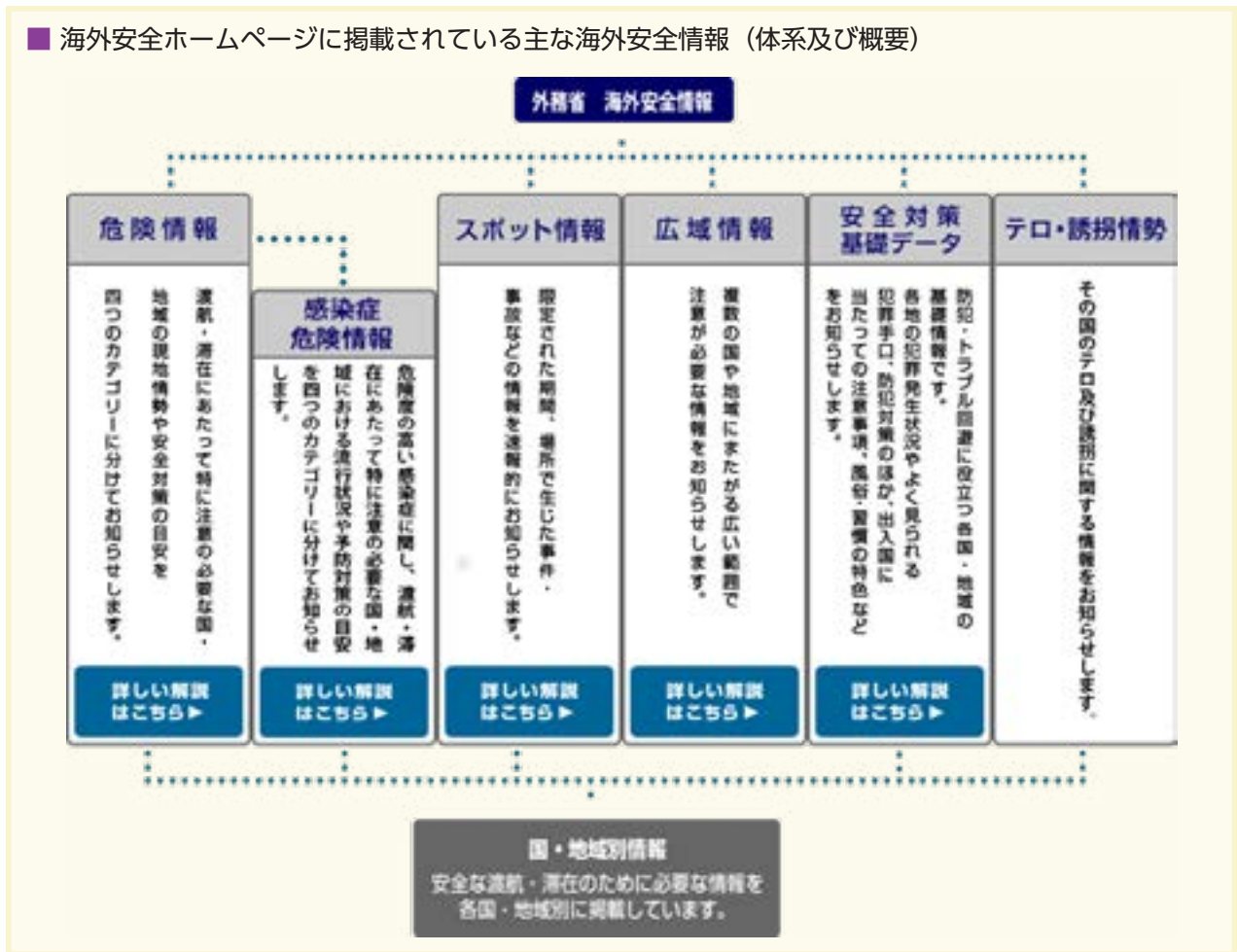
新型コロナウイルスについては、2022年には、全世界の感染状況は総じて改善した一方で、12月には、中国において感染状況が急速に悪化した。外務省は、感染症危険情報レベルの見直しや広域情報の発出を機動的に行い、ホームページや領事メールを通じて在留邦人及び渡航者に対し適時適切に情報発信を行っている。

その他の感染症については、エボラ出血熱の感染例がコンゴ民主共和国及びウガンダで報告され、世界各地でサル痘やコレラが流行しているほか、中東では中東呼吸器症候群（MERS）の感染例が報告されている。デング熱といった蚊が媒介する感染症も東南アジア地域で流行した。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2021年に対応した日本人の援護人数は、新型コロナの影響により海外渡航者数が大幅に減ったことに伴い、延べ8,252人と減少し、援護件数も1万7,669件に減少した。この

■ 海外安全ホームページに掲載されている主な海外安全情報（体系及び概要）



ような中で、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、新型コロナウイルスに罹患した日本人への各種支援や出入国・行動制限関連の情報発信を、きめ細やかな形で実施した。

日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。新型コロナウイルスに対する日本及び各国の水際措置が緩和されていく中で、海外に渡航・滞在する日本人は増加傾向にある。一方、新型コロナウイルスの影響が継続する中、海外に渡航する日本人にとっては、感染症とテロが同時に発生する複合リスクに備えることが必要とされており、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した場合の対応は、従来にも増して困難となり、海外安全対策に万全を期すことがより一層求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。具体的に

は、「海外安全ホームページ」に必要な情報に容易にアクセス可能な特設ビューを追加した上で、各国・地域について最新の安全情報を発信しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。また、ホームページ上の地図の見やすさを改善するために、地図機能の刷新を行った。

外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2022年は、新型コロナウイルスの水際措置緩和を受けた人流の増加により高まっている安全対策の必要性を周知するため、外務省主催の国内・在外安全対策セミナーをオンライン・対面で実施した（在外公館で15回、国内で7回）ほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーにおい

て外務省領事局職員が講師として講演を行った。

また、企業関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を実施した。これらの取組は、一般犯罪やテロなどの被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を定期的に開催している。新型コロナウイルス流行下においても、オンライン形式で開催するなど、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に、国際協力事業関係者や、安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、留学生、短期旅行者への啓発の強化を目的として作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」について、感染症とテロといった複合的リスクへの対策に関するエピソードと解説の動画を追加した増補版を活用し、啓発を引き続き推進した。また、2022年10月より、LINEサービス上で、「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策に関する啓発メッセージや身を守るために役に立つ知識の配信も行っている。

海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関で講演を実施しているほか、在留届や「たびレジ」の登録率向上のための協力依頼を行った。2022年は、水際措置の緩和などに伴い、教育機関からの講演依頼が徐々に増えてきており、オンライン形式も含めた安全対策講座を実施した。今後も引き続き学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めていく。一部の留学関係機関との間で「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

■ 「たびレジ」・在留届登録用ページ



たびレジ登録用
ホームページ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



オンライン在留届登録用
ホームページ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

短期旅行者の安全対策としては、在留届、「たびレジ」の認知度向上及び届出、登録の促進を目的とする広報カードや小冊子「海外安全 虎の巻」の配布などを通じた上記「たびレジ」への登録促進を中心に広報活動に取り組んでいる。また、領事局は、9月に「ツーリズムEXPO ジャパン」（東京ビッグサイト）にブースを出展し、在留届や「たびレジ」登録を含め、海外に渡航・滞在する日本人の安全のために情報提供や注意喚起を行った。なお、「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2023年1月時点で累計725万人を突破した。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上とデジタル化の推進

ア 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を毎年実施している。2023年1月の142公館を対象とした調査では、1万6,857人からの有効な回答が得られ、在外公館が提供する領事サービスにおおむね満足しているとの評価が示された。一方、言葉遣いや態度が事務的に感じる、利用者の事情に対し配慮や理解が不足しているなどの意見も寄せられており、このような利用者の声を真摯に受け止め利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく考えである。

イ デジタル化の推進

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月閣議決定)に基づき、旅券、査証及び証明申請のオンライン化など領事手続のデジタル化を進め、これらの手数料のキャッシュレス化を図り、利用者の利便性向上に努めていく。具体的には、2022年4月に旅券法を改正し、2023年3月27日から旅券のオンライン申請を開始したほか、同年3月27日から一部の在外公館において証明の電子申請の受付、一部の査証の電子申請及び電子査証の交付、これらの領事手数料のオンライン上のクレジットカード納付を開始した。加えて、同年4月1日には、外務省領事局内に領事デジタル化推進室を設置した。

(2) 旅券(パスポート): 信頼性の維持と利便性向上・業務効率化

2020年2月以降、新型コロナの感染拡大のため世界的に海外渡航者が減少したことにより、日本の旅券の発行数は低迷していたが、2022年末現在、回復傾向にある。2022年の旅券発行数は約137万冊であり、2021年比で約2.2倍となった。有効な旅券の総数は2022年12月末時点で約2,440万冊であり、2021年比で約11%減少した。

2023年3月27日に開始した旅券の電子申請は、国内においては原則として切替発給申請を対象とし、政府が運営するオンライン行政サービスであるマイナポータル上の旅券のサイトから申請ができるため、申請時に窓口に行く必要がなくなる。顔写真や署名はスマートフォンなどで撮影して提出することができる。また、2024年度から法務省の戸籍情報連携システムとの連携により戸籍電子証明書の参照が可能になるため、現在は窓口での戸籍謄本の提出が必要な旅券の新規発給の電子申請についても取り組んでいく。

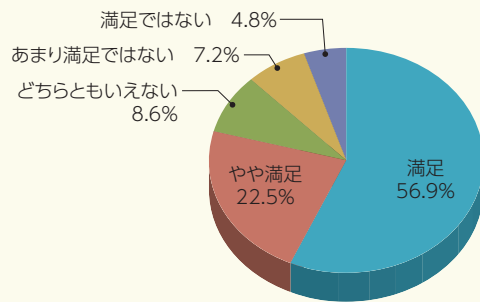
2020年に旅券のICチップ内の個人情報の不正読取防止機能を強化し、査証ページに葛飾北斎の「富嶽三十六景」のデザインを取り入れたことにより、偽変造など旅券の不正使用は困難になっているが、他人になりすますなどの方法によって旅券を不正取得する事案は引き続き発生している²。今後も国際民間航空機関(ICAO)での検討を踏まえ、熱可塑性プラスチック基材にレーザー印字を行う次世代旅券の導入など、旅券の更なる信頼性の向上に向けて検討を行っていく。

2023年1月に発表された英国民間会社のパスポート指標(査証(ビザ)を必要としない渡

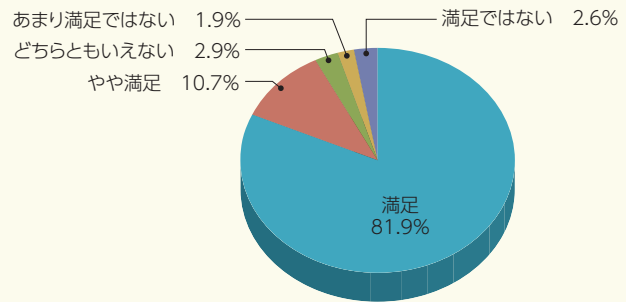
² 2018年は35冊、2019年は42冊、2020年は15冊、2021年は12冊、2022年は34冊の不正取得事案を把握

■ 領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2022年度：142公館）

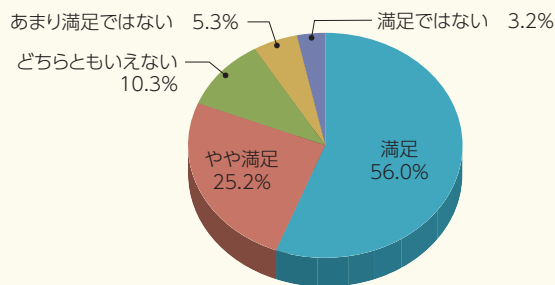
ご利用いただいた領事サービスを総合的にみて、満足度はいかがですか。



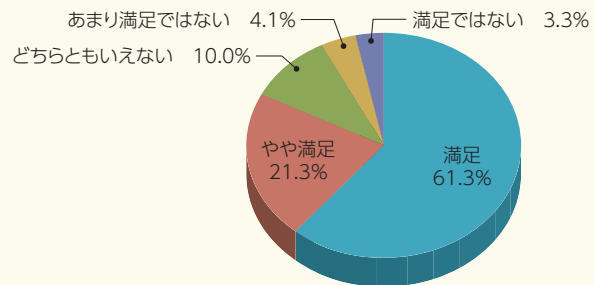
領事サービスを利用することであなたの問題（申請、届出、各種相談など）は解決されましたか。



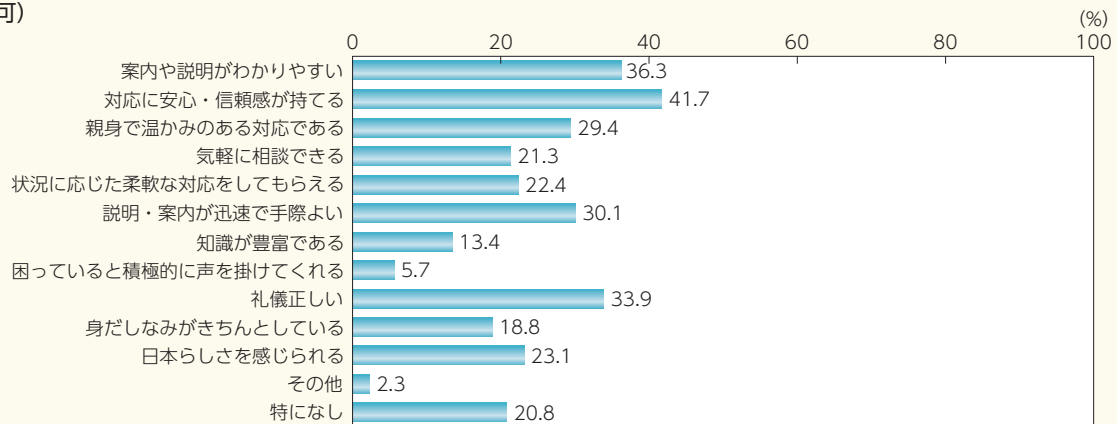
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、どの程度満足していますか。



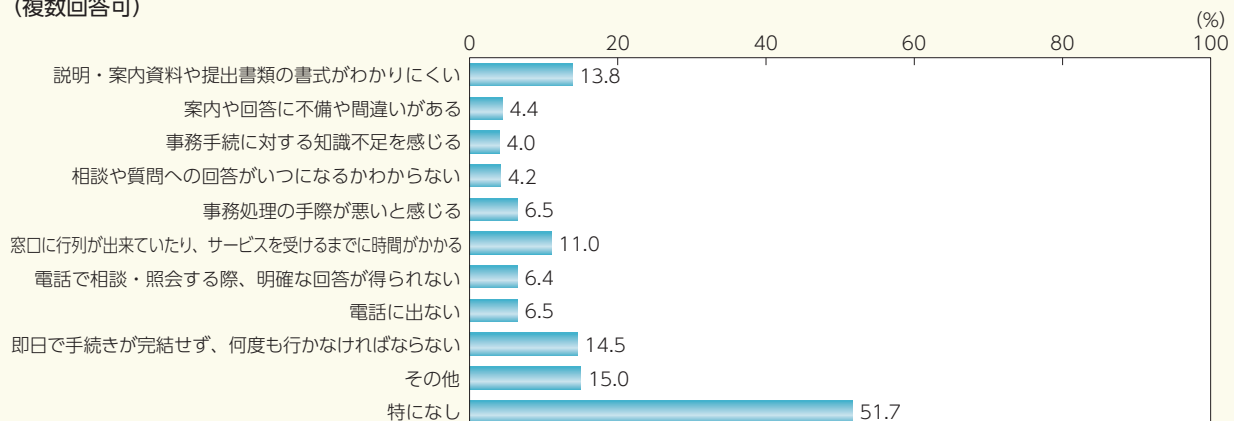
領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、どの程度満足していますか。



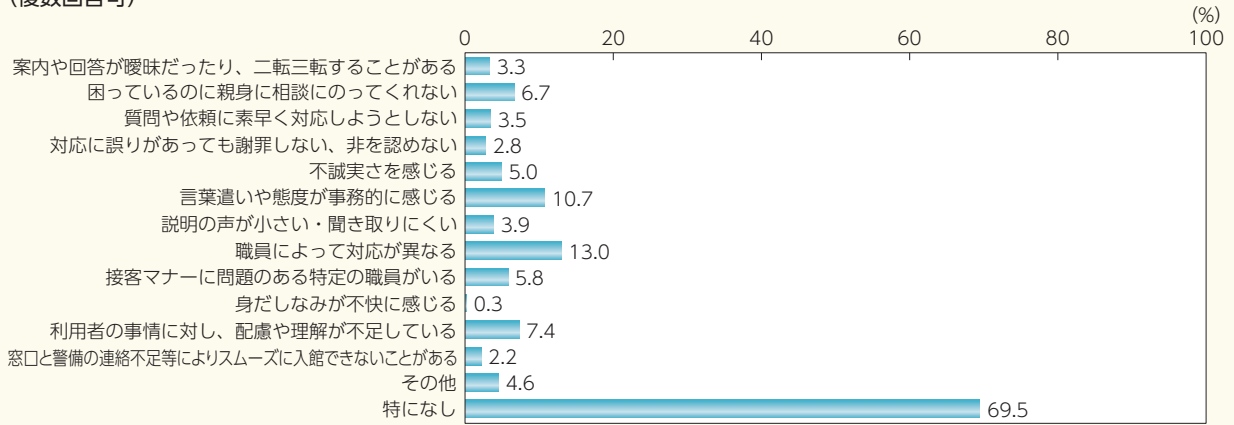
領事サービスにおける、スタッフの窓口や電話の対応で「良かった」と思えたことがあれば、下記からお選びください。（複数回答可）



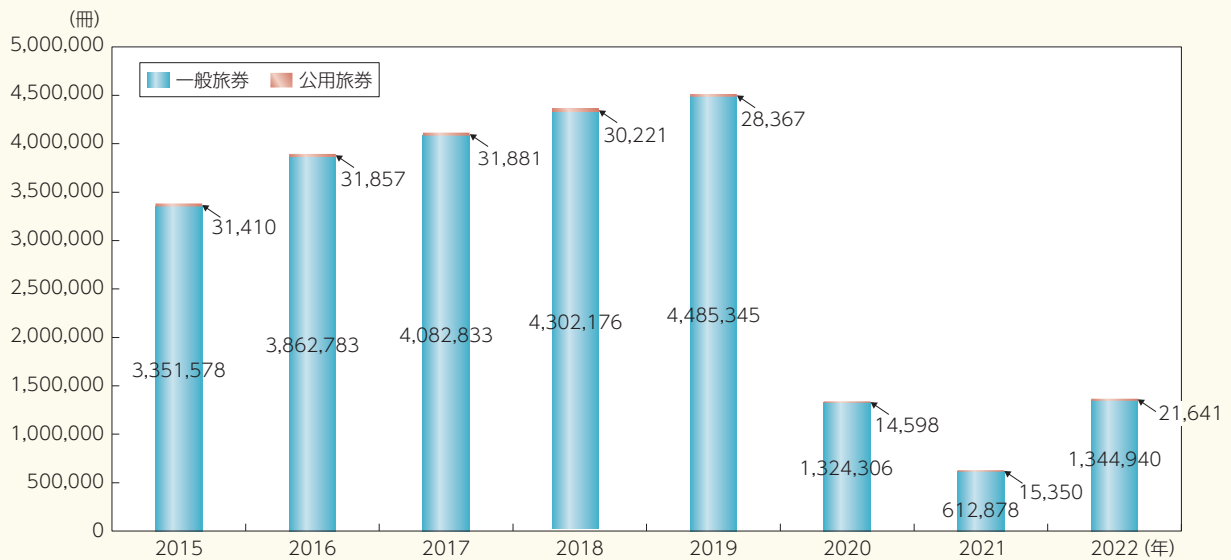
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。（複数回答可）



領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。
(複数回答可)



■ 旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出典：2022年旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

航先国数)において日本の旅券は109位中の第1位となった。引き続き、旅券の信頼性を維持しつつ、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出後に在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、

国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出後に在外公館に赴く必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られた。投票は「在外公館投票」、「郵便投票」又は「日本国内における投票」のいずれか一つを選択することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。2022年は第26回参議院議員通常選挙の実施に伴い、16回目となる在外公館投票を234公館・事務所で実

■ 在外選挙

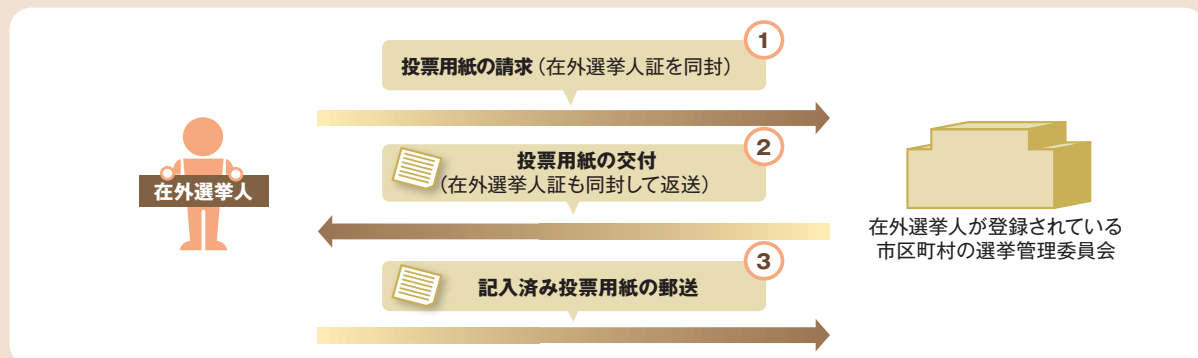
ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

施した。2023年においても、引き続き登録者数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに取り組んでいく。

また、2022年5月の最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていないことに対し違憲であると判示されたことを受け、最高裁判所裁判官国民審査法の一部が改正され(2023年2月17日施行)、在外国民審査制度が創設されたことにより、在外日本国民による国民審査が可能となる。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省では、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師謝金、安全対策費などへの一部支援）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育

施設)に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。

2022年6月、「在外教育施設における教育の振興に関する法律」が成立・公布されたことにより、在外教育施設における教育の振興に関する基本理念が定められ、国の責務が明らかにされた。また、同法に基づき文部科学省と共に在外教育施設に関する施策の推進に係る基本方針を策定している。

Ⅰ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域を対象に専門医による健康安全講話も実施している。

Ⅱ 海外在留邦人・日系人への支援

日本政府は、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人などを対象に、2021年8月から成田・羽田の両空港でワクチン接種事業を実施し、これまでに約5万1,000件(2023年1月末時点)の接種を行っている。

外務省は、2021年3月から12月の間、新型コロナウイルスの感染拡大により生活に支障が出ている海外の在留邦人・日系人を支援するため、感染拡大防止を目的としたPCR検査事業、マスク・消毒薬の配付を含む啓発事業や、ビジネス環境

作りを目的とした法務・税務相談窓口事業など、在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体などが実施する事業への支援として、海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業を実施した。さらに、在留邦人などへの医療及び精神カウンセリングの提供事業については2022年3月まで実施した。

Ⅲ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国内での各種手続(運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など)の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国内の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車などを運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部(学科・技能)を免除している。一方、在留邦人が滞在国内の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

さらに、在外邦人の孤独・孤立対策についても、国内NPOと連携しながら海外の個別案件にきめ細やかに対応し、内閣府との共催により孤独・孤立に関する駐日大使会合を開催するなど、同問題に関する国際的理解の増進に努めた。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2022年で154年目を迎えた。北米・中南米を中心として、全世界に約380万人以上の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、

文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与し、日本と各在留国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構(JICA)と共に、200

万人以上の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。また、2017年5月に外務大臣に提出された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書を踏まえ、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

これまでも、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほ

か、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2022年は、2021年に引き続き新型コロナの影響のため第62回海外日系人大会がオンラインでの開催となり、林外務大臣からビデオメッセージを発出した。今後も移住者や日系人に対する支援を行い、また、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本の間の絆を強めていく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2022年12月末時点、日本を含む103か国が加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局と連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と子を連れ去った親の両方に、問題解決に向けた支援を行っている。

ハーグ条約発効後2022年12月末までの8年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を331件、子との面会交流を求める申請を

174件、計505件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち、61件において子の返還が実現し、46件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、58件において子の返還が実現し、35件において返還しないとの結論に至った。

幅広い層へハーグ条約を周知するため、在留邦人向け啓発セミナー（オンライン形式）や在留邦人向けの情報誌への記事掲載、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナーの実施に加えて、ハーグ条約に関する啓発動画を作成し、外務省ホームページや動画共有プラットフォームに掲載するなど、広報活動に力を入れている。³

■ (参考) ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付総件数 (2022年12月末時点)

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	185	132
外国に所在する子に関する申請	146	42

3 1980年ハーグ条約と日本の取組については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

